**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県静岡市葵区大岩二丁目四一五番地四、最後の住所静岡県静岡市駿河区中島四八二番地の一ザ・エンブル・サウス静岡九〇四号　被相続人　亡　石川　尚史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二日

静岡県静岡市葵区鷹匠一丁目四番一号R佐野ビル二階　花みずき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷川　樹史

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市西区北堀江一丁目一〇〇番地、最後の住所大阪府枚方市出屋敷元町二丁目九番一号　被相続人　亡　山口　華

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二日

大阪市北区中之島二―三―一八中之島フェスティバルタワー一九階

相続財産管理人　弁護士　玉越　久義

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍和歌山県和歌山市十番丁六九番地、最後の住所和歌山県和歌山市田尻一五三番地五グループホーム草原

被相続人　亡　**西本眞佐子**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二日

和歌山県和歌山市美園町五丁目一番地二　新橋ビル六階　ゆら・山崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　由良　登信

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島市東区東蟹屋町三六〇番地一二、最後の住所広島市安佐南区長束西二丁目一八番一一号　被相続人　亡　川本　清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二日

広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階

相続財産管理人　司法書士　永田　康光

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県萩市大字江崎一〇五五番地、最後の住所山口県萩市大字上小川東分一四〇六番地阿北苑　被相続人　亡　多河　磯子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二日

山口県萩市大字西田町七〇番地　萩・三口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　正之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県佐世保市塩浸町二七七七番地、最後の住所長崎県佐世保市大和町八九八番地清風園　被相続人　亡　田代アヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二日

長崎県佐世保市若竹台町二八三番地一〇

相続財産管理人　林田　和樹

**任意清算公告**

当法人は、平成二十七年六月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月二日

千葉市中央区末広二丁目四番五号一Ｆ

税理士法人大藤会計事務所

社員　大藤　健雄

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二日

徳島県徳島市新浜三丁目二番六九号　東邦不動産有限会社

連絡先　徳島県徳島市南常三島町一丁目四番地一　グランヴィア常三島東館一階　城東法律事務所

清算人　山本　啓司

**債権申出の催告**

当社は、平成八年六月一日平成二年法律第六四号附則第一九条第一項の規定により解散したものとみなされた会社ですが、残余財産の清算のため、平成二十九年三月九日、徳島地方裁判所平成二十九年（ヒ）第四号により、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方及び当社の株主である方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年６月２日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①住友不動産株式会社　②国土交通大臣(5)538　③代表取締役　仁島浩順　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　東京都武蔵野市中町一丁目７番８号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　住友不動産株式会社　代表取締役　仁島浩順

①三井ホーム株式会社　②国土交通大臣(1)2531　③代表取締役　市川俊英　④東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　廃止した従たる事務所　宮城県石巻市大街道西３―４―18　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　三井ホーム株式会社　代表取締役　市川俊英

①東急不動産アクティビア投信株式会社　②東京都知事(2)92551　③代表取締役　石母田通恵　④東京都港区南青山一丁目１番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区南青山一丁目１番１号　東急不動産リート・マネジメント株式会社　代表取締役　遠又寛行

①ナイス株式会社　②国土交通大臣(2)7535　③代表取締役　平田恒一郎　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県藤沢市鵠沼石上１丁目２番10号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33番１号　ナイス株式会社　代表取締役　平田恒一郎

①そお鹿児島農業協同組合　②鹿児島県知事(6)第4100号　③代表理事組合長　山野徹　④鹿児島県曽於市大隅町岩川5591―１　⑤1500万円　⑥鹿児島県知事　⑦鹿児島県曽於市大隅町岩川5591―１　そお鹿児島農業協同組合　代表理事組合長　山野徹